

議案第 15 号資料

鶴ヶ島市都市公園条例新旧対照表

改 正 後				現 行			
別表第 2（第 1 1 条関係）				別表第 2（第 1 1 条関係）			
都市公園 名	運動施設 等	使用期間	使用時間	都市公園 名	運動施設 等	使用期間	使用時間
鶴ヶ島市 運動公園	略	1 月 4 日 から 1 2 月 2 8 日 まで	略	鶴ヶ島市 運動公園	略	1 月 4 日 から 1 2 月 2 8 日 まで	略
脚折近隣 公園	ソフトボ ール、サ ッカー及 び陸上競 技兼用場		午前 8 時 3 0 分か ら午後 4 時 3 0 分 まで（4 月 1 日か ら 1 0 月 3 1 日ま での間は、午前 6 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分まで）	脚折近隣 公園	ソフトボ ール、サ ッカー及 び陸上競 技兼用場		午前 8 時 3 0 分か ら午後 4 時 3 0 分 まで（4 月 1 日か ら 1 0 月 3 1 日ま での間は、午前 6 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分まで）
	テニスコ ート				テニスコ ート		
鶴ヶ島南 近隣公園	野球場			鶴ヶ島南 近隣公園	野球場		
	テニスコ ート				テニスコ ート		
富士見中 央近隣公 園	野球場			富士見中 央近隣公 園	野球場		
	テニスコ ート				テニスコ ート		
鶴ヶ島グ リーンパ ーク	多目的広 場 1		午前 8 時 3 0 分か ら午後 9 時 3 0 分 まで（4 月 1 日か ら 1 0 月 3 1 日ま での間は、午前 6 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで）	鶴ヶ島グ リーンパ ーク	多目的広 場 1		
	多目的広 場 2				多目的広 場 2		

別表第 3（第 1 4 条関係）				別表第 3（第 1 4 条関係）			
都市公園 名	区分	種類	使用料	都市公園 名	区分	種類	使用料
鶴ヶ島市 運動公園	略			鶴ヶ島市 運動公園	略		
鶴ヶ島グ リーンパ ーク	運動施設 等	多目的広 場 1	7 5 0 円	鶴ヶ島グ リーンパ ーク	運動施設 等	多目的広 場 1	1 時 間 当 たり 7 5 0 円
		多目的広 場 2	7 5 0 円			多目的広 場 2	

リーンプ ーク	運動施設 等の附帯 設備	夜間照明 設備（半 面）	1 時 間 当 たり	7 5 0 円	備考 略
		夜間照明 設備（全 面）		1 , 5 0 0 円	
		備考 略			